

平成十七年農林水産省・経済産業省・国土交通省  
令第一号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法

律施行規則

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第三項第三号及び第八項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）並びに第七条第一項及び第三項の規定に基づき、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流

通業務施設の整備に関する総合効率化計画に記

載すべき事項）

第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定流通業務施設の整備を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名

二 特定流通業務施設の整備の実施時期

三 特定流通業務施設が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する營業所及び自動車車庫（以下「營業所等」といいう。）を有する場合にあつては、次に掲げる事項

（特定流通業務施設の整備を行つる者の氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名）を有する場合にあつては、次に掲げる事項

四 特定流通業務施設の基準

五 法第四条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、令第二条第二号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 前項第一号イからトまでに掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

二 特定流通業務施設の主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

三 非常用データ保存システム（特定流通業務施設において取り扱う貨物に関するデータを当該特定流通業務施設外の適当な場所において保管するシステムであつて、非常時において当該場所において保存された当該データを活用するためには通信の機能及び電源を備えるものに限る。）を有するものであること。

四 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムをいう。以下同じ。）を有するものであること。

五 大型車対応荷さばき・転回場を有するものであること。

六 貯蔵槽倉庫（倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）第三条の九第一項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。以下同じ。）にあつては、次に掲げる社会資本等の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

イ 高速自動車国道のインター・エンジ等（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自

動車国道（まだ供用の開始がないものを除く。以下「高速自動車国道」という。）又は道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）

第四十八条の四に規定する自動車専用道路（高速自動車国道に接続しているものに限り、まだ供用の開始がないものを除く。）

と同法第三条第二号に規定する一般国道、同条第三号に規定する都道府県道又は同条第四号に規定する市町村道（いずれも同法第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。）を連結させるための施設をいう。）

（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流

通業務施設の整備に関する総合効率化計画に記

載すべき事項）

第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定流通業務施設の整備を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名

二 特定流通業務施設の整備の実施時期

三 特定流通業務施設が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する營業所及び自動車車庫（以下「營業所等」といいう。）を有する場合にあつては、次に掲げる事項

（特定流通業務施設の整備を行つる者の氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名）を有する場合にあつては、次に掲げる事項

四 特定流通業務施設の基準

五 法第四条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、令第二条第二号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 前項第一号イからトまでに掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

二 特定流通業務施設の主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

三 非常用データ保存システム（特定流通業務施設において取り扱う貨物に関するデータを当該特定流通業務施設外の適当な場所において保管するシステムであつて、非常時において当該場所において保存された当該データを活用するためには通信の機能及び電源を備えるものに限る。）を有するものであること。

四 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムをいう。以下同じ。）を有するものであること。

五 大型車対応荷さばき・転回場を有するものであること。

六 貯蔵槽倉庫（倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）第三条の九第一項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。以下同じ。）にあつては、次に掲げる社会資本等の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

イ 高速自動車国道のインター・エンジ等（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自

動車国道（まだ供用の開始がないものに限る。）及び動力の供給装置

ハ ターレット式構内運搬自動車（電気又はガスを動力源とするものに限る。）及び動

力の供給装置

ニ 大型車対応荷さばき・転回場（特定流通

業務施設に設けられた貨物の搬出入場所で

あって、その前面に奥行き十五メートル以上

の空地を有するものをいう。以下同じ。）

三 データ交換システム（取引の相手方その他

の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）を有するものであること。

四 流通加工の用に供する設備を有するもので

あること。

五 法第四条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、令第二条第二号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 前項第一号イからトまでに掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

二 特定流通業務施設の主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

三 非常用データ保存システム（特定流通業務施設において取り扱う貨物に関するデータを当該特定流通業務施設外の適当な場所において保管するシステムであつて、非常時において当該場所において保存された当該データを活用するためには通信の機能及び電源を備えるものに限る。）を有するものであること。

四 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムをいう。以下同じ。）を有するものであること。

五 大型車対応荷さばき・転回場を有するものであること。

六 貯蔵槽倉庫（倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）第三条の九第一項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。以下同じ。）にあつては、次に掲げる社会資本等の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

イ 高速自動車国道のインター・エンジ等（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自

動車国道（まだ供用の開始がないものに限る。）及び自動車検査装置並びに貯蔵槽

ごとに搬入する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであつて、主務大臣の定める基準に適合するものをい

う。以下同じ。）を有するものであること。

ハ 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から貨物の搬出用装置であつて、自動検量装置並びに貯蔵

槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものをいう。

一 以下同じ。）を有するものであること。

二 クン蒸ガス保有力（貯蔵槽倉庫の容積一立方メートルにつき臭化メチルを十グラム使用した場合の四十八時間後における当該臭化メチルを循環させ、その濃度を均一化するための装置であつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。）を有するものであること。

ハ 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から貨物の搬出用装置であつて、自動検量装置並びに貯蔵

槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであること。

一 以下同じ。）を有するものであること。

二 クン蒸ガス保有力（貯蔵槽倉庫の容積一立方メートルにつき臭化メチルを十グラム使用した場合の四十八時間後における当該臭化メチルの残存率をいう。）が主務大臣の定める基準以上であること。

ハ 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から貨物の搬出用装置であつて、自動検量装置並びに貯蔵

二 次のいずれかを有するものであること。

(1) 営業所等

(2) 到着時刻表示装置

本に、次のいずれかを有するものであること。

(1) 無人搬送車（自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であつて、主務大臣の定めるものをいう。）

(2) 自動化保管装置（貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であつて、地震の影響を軽減する機能を有するものをいう。）

(3) 高度荷さばき装置（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであつて貨物の荷さばきを行うものの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であつて貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものをいう。）

(4) 自動検品システム（スキャナ（これに準ずる画像読み取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムをいう。）

地震による貨物の荷崩れのおそれがあると認められるものにあっては、これを相当程度防止するために、次のいずれかを有するものに限る。）

(1) 保管場所免震装置（貨物又は保管棚と床との間に設置するものであつて、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。）

(2) 保管棚制震装置（保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであつて、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。）

三九 八  
九月九日重陽節

(3) 保管棚固定装置（保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。）

(4) 貨物落下防止装置（保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。）

(5) パレット連結装置（貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。）

(6) 貨物・パレット一体包装装置（貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。）

八 貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の令第二条第二号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設にあっては、次のいずれにも該当するものであること。ただし、ランプウェイ構造をする場合にあっては、ロに該当することを要しない。

イ その床面積が三千平方メートル（当該特定流通業務施設の階数が二以上のものについては、六千平方メートル）以上のものであること。

ロ 当該特定流通業務施設の階数が二以上のものにあっては、最大積載荷重が一トン以上上のエレベーターを有するものであること。

ハ 前号ロ及びニからヘまでに該当すること。

九 前項第五号及び第六号に該当するものであること。

法第四条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、令第二条第三号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 第一項第一号イからトまでに掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内、地場産業が集積している地域の周辺の区域内、商店街の区域内その他これらに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地するものであること。

二 次のいずれかを有するものであること。

イ 営業所等

ロ 到着時刻表示装置

ハ 大型車対応荷さばき・転回場

二 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置

4

二 第一項第五号及び第六号に該当するものであること。  
法第四条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、令第二条第四号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 次号に規定する上屋以外の特定流通業務施設にあっては、第一項第五号及び第六号、第二項第一号及び第八号イ並びに前項第二号に該当するものであること。

一 貨物流通事業者が実施する流通業務総合効率化事業の用に供する上屋にあっては、第一項第五号及び第六号、第二項第八号イ並びに前項第一号及び第二号に該当するものであること。ただし、商店街の区域内その他これに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資する認められる地点に立地する上屋にあっては、第二項第八号イに該当することを要しない。

(総合効率化計画の認定の申請)

二条 法第四条第一項の規定により総合効率化計画の認定を受けようとする総合効率化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 中小企業流通業務総合効率化事業又はそれ以外の流通業務総合効率化事業の別

三 流通業務総合効率化事業の実施区域

四 法第四条第二項各号に掲げる事項

五 法第四条第三項各号に掲げる事項(流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設を整備する場合に限る。)

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 既存の法人にあっては、次に掲げる書類に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為の謄本

ロ 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類

二 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本

ロ 資産調書

四 特定流通業務施設の平面図、立面図及び断面図、社会資本等との位置関係を明らかにする図面並びに特定流通業務施設が有する設備の能力を説明する書類（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設を整備する場合に限る。）

第一項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項各号に掲げる書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（同項各号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

第一項の場合において、法第七条第三項の規定の適用を受けようとするとときは、前二項の規定にかかわらず、第五条第二項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第一項の申請書は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に掲げる当該事業の主たる実施区域を管轄する地方支分部局の長又は都道府県知事（次条第五項において「所管地方支分部局長等」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

一 港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業 地方整備局長又は北海道開発局長

二 貨物流通事業者が実施する流通業務総合効率化事業（前号に掲げるものを除く。） 地方運輸局長

三 食品等生産業者等が実施する流通業務総合効率化事業（前二号に掲げるものを除く。） 地方農政局長

四 中小企業流通業務総合効率化事業（前二号に掲げるものを除く。） 都道府県知事

五 前各号に掲げるもの以外の流通業務総合効率化事業 経済産業局長

（総合効率化計画の変更の認定の申請）

第四条 法第五条第一項の規定により総合効率化計画の変更の認定を受けようとする認定総合効率化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 変更しようとする事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該総合効率化計画に係る流通業務総合効率化事業の実施状況を記載した書類

二 当該総合効率化計画の変更が前条第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の書類

3 第一項の場合において、別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項各号に掲げる書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（同項各号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

4 第一項の場合において、法第七条第三項の規定の適用を受けようとするときは、前二項の規定にかかわらず、次条第二項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

5 第一項の申請書は、前条第五項各号に掲げる流通業務総合効率化事業（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に掲げる所管地方支分部局長等を経由して主務大臣に提出しなければならない。

（特定流通業務施設の確認の申請）

**第五条** 法第七条第一項の規定により特定流通業務施設の計画の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 流通業務総合効率化事業の実施区域

三 法第四条第三項各号に掲げる事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該特定流通業務施設の平面図、立面図及び断面図並びに社会資本等との位置関係を明らかにする図面

二 当該特定流通業務施設が令第二条第二号に掲げる区分に該当する場合にあつては、倉庫業法施行規則第二条第二項第一号イからハまで及びホに掲げる書類

3 第一項の申請書は、次の各号に掲げる特定流

通業務施設（令第六条の規定により都道府県知

事が行うこととされる事務に係るもの又は当該施設に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分部局の長に委任されているものを

施行の際、認定又は確認がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前  
の例による。

規 定	別表第一（第三条関係）	附 則（平成二八年九月三〇日農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）	
		この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。	附 則（平成三十一年一〇月一七日農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）
第一条	法規	この省令は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年十月二十二日）から施行する。	附 則（令和二年一一月二七日農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）
第二条	法規	この省令は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十七日）から施行する。	附 則（令和四年三月三一日農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）
第三条	法規	この省令は、令和四年四月一日から施行する。（経過措置）	（施行期日）
第四条	法規	この省令の施行の日前に行われた流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項、第五条第一項又は第七条第一項の規定による認定又は確認の申請であつて、この省令の施行の際、認定又は確認がなされていないものについてのこれらの処分については、なお前述の例による。	（例による。）
第五条	法規	この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。（第三掲げる事項）	附 則（令和六年一月一九日農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）
第六条	法規	元年法律第八第一項各号に則（平成二年十二号）第三掲げる事項	この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。（第三掲げる事項）
第七条	法規	十号）第四条	（第三掲げる事項）
第八条	法規	録に係る部分	（第三掲げる事項）



項二 第二条二十第一法		項二 第二条一十一第一法		貨物自動車運送事業法第三十条事業法施行規則第二項の認可に係る部分		貨物自動車運送事業法第三十一条事業法施行規則第一項の認可に係る部分		貨物自動車運送事業法第三十二条事業法施行規則第一条の認可に係る部分		貨物自動車運送事業法第三十三条事業法施行規則第二項の認可に係る部分		項二 第二条二十第一法
海上運送法第十一条第三項の規定	第一条第一項の認可に係る部分	海上運送法第十九条第二項に掲げる事項	事項	貨物自動車運送事業法第三十六条第三項の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法第三十六条第三項後段の第三十三条规定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第三十四条第一項各号に掲げる事項	事項	貨物自動車運送事業法施行規則第三十三条第三項各号に掲げる事項	事項	貨物自動車運送事業法施行規則第三十四条第一項各号に掲げる事項	事項	項二 第二条二十第一法
海上運送法第十九条第二項に掲げる事項	事項	海上運送法第十九条第二項に掲げる事項	事項	貨物自動車運送事業法第三十六条第三項の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法第三十六条第三項の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第三十四条第一項各号に掲げる事項	事項	貨物自動車運送事業法施行規則第三十三条第三項各号に掲げる事項	事項	貨物自動車運送事業法施行規則第三十四条第一項各号に掲げる事項	事項	項二 第二条二十第一法
海上運送法第十九条第二項に掲げる事項	事項	海上運送法第十九条第二項に掲げる事項	事項	貨物自動車運送事業法第三十六条第三項の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法第三十六条第三項の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第三十四条第一項各号に掲げる事項	事項	貨物自動車運送事業法施行規則第三十三条第三項各号に掲げる事項	事項	貨物自動車運送事業法施行規則第三十四条第一項各号に掲げる事項	事項	項二 第二条二十第一法
海上運送法第十九条第二項に掲げる事項	事項	海上運送法第十九条第二項に掲げる事項	事項	貨物自動車運送事業法第三十六条第三項の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法第三十六条第三項の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第三十四条第一項各号に掲げる事項	事項	貨物自動車運送事業法施行規則第三十三条第三項各号に掲げる事項	事項	貨物自動車運送事業法施行規則第三十四条第一項各号に掲げる事項	事項	項二 第二条二十第一法

## 法七十条二第項に於いておい準てい用する同條第

項一

---

---